

ID: 124

担当部署: 環境課

<b>処分の概要</b>	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等の徴収		
<b>例規名 根拠条項</b>	高根沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第19条第1項		
<b>例規番号</b>	昭和60年条例第16号		
<b>【基準】</b>			
第19条の規定による。 (一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等)			
第19条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際納入しなければならない。			
(1) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 5,000円			
(2) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 5,000円			
(3) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者 2,500円			
(4) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者 2,500円			
(5) 許可証の再交付を受けようとする者 2,500円			
2 既に納めた手数料は、返還しない。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年3月27日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日